

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年1月4日（令和5年（行情）諮問第1号）

答申日：令和5年10月5日（令和5年度（行情）答申第377号）

事件名：特定期間に係る特定役職の公用車使用記録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年5月25日付け府知事第66号により内閣府知的財産戦略推進事務局長（以下「知的財産戦略推進事務局長」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、さらなる行政文書を開示すべきであるとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書（補正を含む）によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人は、令和4年4月22日に本件対象文書の行政文書開示請求書を提出した。

##### （2）行政文書開示決定通知書の記載内容

これに対し、令和4年5月30日に不開示決定を受領した。不開示とした理由として「開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないことから、不開示とした。」旨記載されている。

##### （3）行政文書開示決定通知書の検討

しかし、上記不開示決定は、違法かつ不当である。

まず、知的財産戦略推進事務局長は、公用車を使用しているのか、使用していないのか、を明確にしていきたい。もし、公用車を使用している場合は、公用車使用記録を作成しているはずである。当該文書を廃棄した場合は、当該文書の作成年月日、保存期間及び廃棄年月日も明確にしていきたい。

よって、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（府知事第66号・令和4年5月25日）を取り消すべきであるとの決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨及び理由について

##### (1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

##### (2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、上記第2のとおりである。

#### 2 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、「令和2年乃至令和4年知的財産戦略推進事務局長の公用車使用記録に関する文書。（3件分）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁においては、審査請求人からの本件開示請求に対し、開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないことから、原処分を行った。

#### 3 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求を受けてから、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内について、本件開示請求の対象文書を探索したが、知的財産戦略推進事務局長が使用する公用車も含め、内閣府本府における公用車の管理は大臣官房会計課で行っており、当該公用車に関する事務は内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「知財事務局」という。）で所掌していないため、当該関係の文書の存在は一切確認されなかったことから、原処分を行った。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 令和5年1月4日 | 諮問の受理         |
| ② 同日       | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年8月4日   | 審議            |
| ④ 同年9月29日  | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は上記第3の3のとおり説明する。そこで、諮問庁から知的財産戦略推進事務局内部組織規則（平成28年4月1日知的財産戦略推進事務局長決定）及び内閣府大臣官房内部組織規則（平成13年1月6日大臣官房長決定）の提示を受け確認したところ、知財事務局の所掌事務に公用車の使用記録に関する事務がないこと及び内閣府大臣官房会計課自動車係の所掌事務として「自動車の運行管理に関すること」との記載があり、諮問庁によれば、当該事務が内閣府本府の公用車の管理を行う事務であるとのことであるから、諮問庁の説明は首肯できる。

また、審査請求人において、本件対象文書について、知財事務局がこれを保有しているという具体的な根拠を示しているわけではなく、同事務局において本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

3 上記第3の3の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

4 以上によれば、知財事務局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、知財事務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

令和2年乃至令和4年知的財産戦略推進事務局長の公用車使用記録に関する文書。（3件分）